平成２７年（フ）第２８２号
熊本市東区東町４丁目16番６－104号　健軍団地、前住所熊本市東区東町４丁目１番１－105号　東町北住宅
債務者　髙野健太郎
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０号
青森市青柳１丁目12番23号　サニーライフ青柳１－Ａ
債務者　奈良　祐司
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８８号
神奈川県横須賀市森崎４丁目29番12号　ベルピア北久里浜第８　102号
債務者　影山　清明
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９１号
神奈川県逗子市池子２丁目18番２－507号
債務者　川島由美子（旧姓新妻）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９４号
神奈川県横須賀市長瀬１丁目14番７－４号
債務者　石渡　尚美
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３３３号
名古屋市守山区大永寺町24－１　アルモニー201号、住民票上の住所名古屋市北区楠１丁目507番地レインボー楠403号
債務者　伊賀　　香
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０９号
名古屋市守山区永森町36番地　デュオハイツ105号
債務者　遠藤　正明
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８８号
熊本市中央区神水本町11番13号
債務者　小畑　**雅**裕
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
山口県防府市大字富海2807番地
債務者　町田　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２５４号
埼玉県川口市大字石神243番地の１
破産者　安藤　倫紹
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１３号
札幌市豊平区福住１条１丁目８番６号　プランドールナギ102、開始決定時の住所札幌市豊平区福住１条１丁目８番６号　ＴＩビル102号
破産者　石川　　寛
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１７号
札幌市北区北37条西９丁目１番30―210号
破産者　高橋　孝幸
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２５号
札幌市中央区南14条西19丁目２番30―301号
破産者　西沢　法治
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―29―105、前住所埼玉県狭山市富士見１丁目20番17号
破産者　篠原　享司
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７号
岐阜市山吹町６丁目30番地
破産者　遠山　絵美
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２０号
岐阜県大垣市八島町2397番地
破産者　木村　孝博
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１６６５号
愛知県小牧市大字北外山776番地１
破産者　小川　幸治
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６５号
名古屋市名東区本郷２丁目57番地　シーアイマンション第３本郷Ｎ棟105号
破産者　太田　典子
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部